

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例

岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第13条関係）					別表第2（第13条関係）						
区分 施設の 種類	工作物を設置する 場合（電柱類 又は地下埋設物 を設置する場合 を除く。）	工作物を 設置しな い場合	電柱類を 設置する 場合	地下埋設物を設置する 場合		区分 施設の 種類	工作物を設置する 場合（電柱類 又は地下埋設物 を設置する場合 を除く。）	工作物を 設置しな い場合	電柱類を 設置する 場合	地下埋設物を設置する 場合	
				外径40セ ンチメー トル未満	外径40セ ンチメー トル以上					外径40セ ンチメー トル未満	外径40セ ンチメー トル以上
岸壁 物揚場 棧橋	[略]		1本ごと に1年に つき <u>770</u> 円	1メー トルまで ご	1メー トルまで ご	岸壁 物揚場 棧橋	[略]		1本ごと に1年に つき <u>530</u> 円	1メー トルまで ご	1メー トルまで ご
船揚場				につ き <u>140</u> 円	につ き <u>360</u> 円	船揚場				につ き <u>110</u> 円	につ き <u>200</u> 円
漁具干場						漁具干場					
漁港施設 用地						漁港施設 用地					
荷さばき 所						荷さばき 所					
野積場						野積場					
道路						道路					
[略]					[略]						
別表第5（第14条関係）					別表第5（第14条関係）						
区 分	工作物を設置す	工作物を	電柱類を	地下埋設物を設置す		区 分	工作物を設置す	工作物を	電柱類を	地下埋設物を設置す	

	る場合（電柱類 又は地下埋設物 を設置する場合 を除く。）	設置しな い場合	設置する 場合	る場合		る場合（電柱類 又は地下埋設物 を設置する場合 を除く。）	設置しな い場合	設置する 場合	る場合		
				外径40セ ンチメー トル未満	外径40セ ンチメー トル以上				外径40セ ンチメー トル未満	外径40セ ンチメー トル以上	
水域	[略]		1本ごと に1年に つき <u>770</u> 円	1メート ルまでご とに1年 につき <u>140</u> 円	1メート ルまでご とに1年 につき <u>360</u> 円	水域	[略]	1本ごと に1年に つき <u>530</u> 円	1メート ルまでご とに1年 につき <u>110</u> 円	1メート ルまでご とに1年 につき <u>200</u> 円	
公共空地									公共空地		
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。